

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	国民年金に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中央区は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

国民年金に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

中央区長

## 公表日

令和6年12月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・国民年金法に基づき国民年金第1号被保険者の加入・喪失手続き及び保険料免除の受付等を行う。</li><li>・特定個人情報ファイルは、国民年金法の規定に従い、次の事務に利用している。</li></ul> <ol style="list-style-type: none"><li>①第1号被保険者資格喪失の承認申請(任意脱退)の受理、資格取得・種別変更・資格喪失・死亡の届出の受理</li><li>②第1号被保険者・任意加入被保険者氏名変更・住所変更の受理、住所変更報告(転出)・居所未登録者の報告、資格記録・生年月日性別訂正報告書、基礎年金番号通知書の再交付申請の受理、付加保険料の納付の申出の受理、付加保険料を納付しないことの申出の受理</li><li>③任意加入被保険者及び特例による任意加入被保険者資格取得・資格喪失(死亡喪失)申出書の受理</li><li>④保険料納付の法定免除(資格の確認・所得情報の照会)</li><li>⑤保険料全額(または一部)免除の申請、保険料全額(または一部)免除の取消の届出</li><li>⑥納付猶予の届出、取消の届出</li><li>⑦学生などの保険料納付の特例に係る申請、特例の不該当届の申請、特例の取消の申請</li><li>⑧産前産後期間に係る保険料免除申請の届出</li><li>⑨老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金などに関する裁定請求書、申請書、届出等の審査・受理・通知</li><li>⑩受理した届書等を日本年金機構へ送付進達する。</li></ol>
③システムの名称	国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 項番46
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ]
	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月10日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月10日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーは、本人が申請書類に記載することによる提供のみで、住基ネット照会による取得は行わない。また、申請書類に記載されたマイナンバーは、確認後、日本年金機構に提出しない書類の場合は記載されたマイナンバーは塗りつぶしている。マイナンバーの記載された書類は鍵のかかる場所に保管し、保存文書は文書引継ぎし保存年限経過後速やかに廃棄している。なお、一連の業務においては、複数人での内容確認を実施しており、また、手順をマニュアル化して情報共有している。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 9) 従業者に対する教育・啓発 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、全職員(会計年度任用職員含む)対象に実施される情報セキュリティ研修を、担当職員全員が受講している。また、本人が記載した申請書類は複数人が記載を塗りつぶしていることを確認する運用をしている。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月2日	I-3	番号法第9条第1項 別表第一の31の項	番号法第9条第1項 別表第一 項番31	事後	
平成28年12月2日	II-1	2015/9/1	2016/4/1	事後	
平成28年12月2日	II-2	2015/9/1	2016/4/1	事後	
平成29年4月1日	I-5	保険年金課長 鈴木 和則	保険年金課長 倉本伊知郎	事後	
平成29年4月1日	II-1	2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成29年4月1日	II-2	2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成29年4月1日	I-5-②	保険年金課長 鈴木和則	保険年金課長 倉本伊知郎	事後	
平成29年4月1日	II-1	2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成29年4月1日	II-2	2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成31年3月28日	I-5-②	保険年金課長 倉本伊知郎	保険年金課長	事後	
平成31年3月28日	II-1	2017/4/1	2018/6/1	事後	
平成31年3月28日	II-2	2017/4/1	2018/6/1	事後	
令和2年4月1日	I-1	追加	⑧産前産後期間に係る保険料免除申請の届出	事後	
令和2年4月1日	II-1	2018/4/1	2020/4/1	事後	
令和2年4月1日	II-2	2018/4/1	2020/4/1	事後	
令和3年6月4日	II-1	2020/4/1	2021/4/1	事後	
令和3年6月4日	II-2	2020/4/1	2021/4/1	事後	
令和4年4月1日	I-1	国民年金手帳	基礎年金番号通知書	事後	
令和4年4月1日	II-1	2021/4/1	2022/4/1	事後	
令和4年4月1日	II-2	2021/4/1	2022/4/1	事後	
令和5年4月1日	II-1	2022/4/1	2023/4/1	事後	
令和5年4月1日	II-2	2022/4/1	2023/4/1	事後	
令和6年9月18日	I-3	番号法第9条第1項 別表第一 項番31	番号法第9条第1項 別表 項番46	事後	
令和6年9月18日	II-1	2023/4/1	2024/4/10	事後	
令和6年9月18日	II-2	2023/4/1	2024/4/10	事後	
令和6年12月27日	IV-8(人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か)		十分である	事後	
令和6年12月27日	IV-8(判断の根拠)		マイナンバーは、本人が申請書類に記載することによる提供のみで、住基ネット照会による取得は行わない。また、申請書類に記載されたマイナンバーは、確認後、日本年金機構に提出しない書類の場合は記載されたマイナンバーは塗りつぶしている。マイナンバーの記載された書類は鍵のかかる場所に保管し、保存文書は文書引継ぎし保存年限経過後速やかに廃棄している。なお、一連の業務においては、複数人での内容確認を実施しており、また、手順をマニュアル化して情報共有している。	事後	
令和6年12月27日	IV-11(最も優先度が高いと考えられる対策)		9) 従業員に対する教育・啓発	事後	
令和6年12月27日	IV-11(当該対策は十分か【再掲】-判断の根拠)		毎年度、全職員(会計年度任用職員含む)対象に実施される情報セキュリティ研修を、担当職員全員が受講している。また、本人が記載した申請書類は複数人が記載を塗りつぶしていることを確認する運用をしている。	事後	